

「熊本県南豪雨義援金」の募集について

社会福祉法人 香川県共同募金会

令和2年7月3日からの大雨は、熊本県南部に多くの被害をもたらし、熊本県内16市町村（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）に災害救助法が適用されました。熊本県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行うことになりました。

つきましては、本会におきましても中央共同募金会の協力依頼を受け、別添のとおり義援金の募集を行いますので、県民の皆さまのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

記

1 義援金の名称

「熊本県南豪雨義援金」

2 義援金の受付方法

[熊本県共同募金会へ直接送金する場合]

(1) 義援金の名称

「熊本県南豪雨義援金」

(2) 義援金受付期間

令和2年7月8日（水）から令和2年12月28日（月）まで

(3) 義援金の受入先等

別添「熊本県南豪雨義援金」募集要綱をご参照ください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

(1) 義援金受付期間

令和2年7月10日（金）から令和2年12月28日（月）まで

(2) 義援金の取扱い場所

ア 香川県共同募金会

イ 市町社会福祉協議会内の市町共同募金委員会

ウ 百十四銀行本・支店

エ 香川銀行本・支店

3 義援金の振込方法

百十四銀行及び香川銀行窓口備付けの「災害義援金専用振込用紙」をご利用いただき、寄付名称欄に「熊本県南豪雨義援金」と記入しますと、受付期間内は送金手数料が無料扱いとなります。

4 義援金の取扱い

寄せられた義援金は、香川県共同募金会から熊本県共同募金会に送金します。

5 義援金の税制上の優遇措置

この義援金は、次の税制優遇措置の適用対象となります。

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

税制上の優遇措置を希望される場合は、次のとおりです。

[熊本県共同募金会へ直接送金する場合]

金融機関での振込金受領書に「熊本県南豪雨義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付してください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

熊本県共同募金会発行の領収書が必要ですので、申し出ていただければ後日送付します。

6 被災県共同募金会の問い合わせ先

- ・社会福祉法人 熊本県共同募金会 TEL 096-354-3993

7 参考

「熊本県南豪雨義援金（第1版）」募集要綱を添付

「熊本県南豪雨義援金」募集要綱

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

令和2年7月3日からの大雨は、熊本県南部に多くの被害をもたらし、県内16市町村（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）に災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

クマモトケンナンゴウウギエンキン
熊本県南豪雨義援金

3 募集期間

令和2年7月8日（水）から令和2年12月28日（月）まで

4 義援金の受け入れについて

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00970-9-196424	クマモトケンナン 熊本県共同募金会 熊本県南豪雨義援金
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ヒゴ 肥後銀行 スイドウチョウ 水道町支店	(普) 2751065	熊本県南豪雨義援金 (福) 熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。 ・全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
クマモト 熊本銀行 本店営業部	(普) 3184606	熊本県南豪雨義援金 (福) 熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

*上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

6 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和2年7月8日から施行します。

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(TEL) 096-354-3993

(FAX) 096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp